

議案第 9 2 号

損害賠償の額を定めることについて

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）に基づき、戸籍に関する事務をクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形態に移行するため、令和 3 年 7 月 1 3 日付けで締結した総合戸籍システム機器のリース契約（長期継続契約）を解除することにより、賃貸人に損害を及ぼすので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

渋川市長 星 名 建 市

- 1 相手方 埼玉県さいたま市大宮区錦町 6 8 2 番地 2
東京センチュリー株式会社 大宮支店長 藤田宏之
- 2 損害賠償額
5, 0 7 5, 4 0 0 円

件名	総合戸籍システム機器のリース契約（長期継続契約）
当事者	甲（賃借人）：渋川市長 高木 勉 乙（売主）：東京都板橋区坂下1丁目19番1号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 支店長 久保裕之 丙（賃貸人）：埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2 東京センチュリー株式会社 大宮支店長 藤田宏之
システム概要	戸籍に関する情報の入力、管理、証明書発行等の業務を効率的に行うためのシステム
契約内容	契約締結日：令和3年7月13日 賃貸借期間：令和3年11月1日～令和8年10月31日 （60月） 賃貸借料：月額422,950円（税込み） 総額25,377,000円（税込み）
契約解除日	令和7年10月31日
損害賠償額	5,075,400円 （賃貸借料の月額に契約解除に伴い賃貸借期間から減じた期間の月数である12を乗じて得た額に相当する額）